

## 平成25年度財政健全化比率及び資金不足比率を公表します。

### ○財政健全化比率総括表

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成25年度	—	—	9.8	30.8
平成24年度	—	—	10.6	48.0
増減	—	—	△ 0.8	△ 17.2
早期健全化基準	12.90	17.90	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないため、「—」で表示しました。

いずれの比率についても、早期健全化基準を大幅に下回っています。

### ○資金不足比率総括表

(単位:%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
農業集落排水事業特別会計	—	20.0
公共下水道事業特別会計	—	
水道事業会計	—	

※ 各企業会計においても資金不足額は生じていないため、「—」で表示しました。

### 《実質公債費比率の主な改善要因》

合併以降、銚田市においては、合併特例債や臨時財政対策債など、基準財政需要額算入率の高い有利な起債に特化したため、総体的に公債費に対する基準財政需要額算入額が増加したことが最大の要因であります。

また、一時的な元利償還金の減少や普通交付税の増額等標準財政規模の増加も起因しています。

### 《将来負担比率の主な改善要因》

前年度と比較して大幅に改善されており、地方交付税の増額や決算剰余金により積立てを行った公共施設整備基金や財政調整基金等充当可能基金が増加するとともに、合併特例債等の有利な起債を活用したことにより、公債費に対する基準財政需要額算入見込額が増加するなど、将来負担額への充当可能財源が伸びたことが直接的な要因であり、間接的な要因としては、分母となる標準財政規模が高水準で維持されていることが挙げられます。

## 1 実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

### (1) 算定の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

「実質赤字額」

歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額等

「標準財政規模」

地方公共団体の標準的な状態で収入が見込まれる、経常的一般財源の規模

(主なものは一般財源となる市税、普通交付税、地方譲与税等の交付金)

### (2) 鉾田市の算定値

$$\begin{array}{l} \text{「—」} \\ \text{(実質赤字比率)} \end{array} = \frac{\text{「—」 (一般会計の実質赤字額)}}{13,538,503 \text{千円 (標準財政規模)}}$$

※ 一般会計において、実質赤字額は生じていないため、実質赤字比率は「—」と表示しました。

(単位：千円)

会計名	歳入	歳出	歳入歳出 差引額	繰越財源	実質収支
一般会計	22,547,007	20,984,214	1,562,793	482,822	1,079,971

※ 繰越財源には、事業繰越含む。

## 2 連結実質赤字比率

公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。

### (1) 算定の概要

連結実質赤字比率	＝	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
----------	---	--

「連結実質赤字額」①+②の合計額

- ① 一般会計及び4特別会計(国民健康保険特別会計、介護保険特別会計(保険事業勘定)、介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)、後期高齢者医療特別会計)の実質赤字額の合計
- ② 公営企業である水道事業会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計の資金不足額の合計

### (2) 鉾田市の算定値

「—」 (連結実質赤字比率)	＝	$\frac{\text{「—」(連結実質赤字額)}}{13,538,503 \text{千円(標準財政規模)}}$
-------------------	---	--

※ 全ての会計において実質赤字額は生じていないため、連結実質赤字比率は「—」と表示しました。

①	一般会計における実質収支額 .....	925,881千円
②	特別会計(公営企業に係る特別会計以外の会計)における実質収支額	
	ア 国民健康保険特別会計 .....	200,813千円
	イ 後期高齢者医療特別会計 .....	2,673千円
	ウ 介護保険特別会計(保険事業勘定) .....	141,787千円
	エ 介護保険特別会計(介護サービス事業勘定) .....	325千円
③	地方公営企業会計における資金不足・剰余額	
	(法適用事業)	
	水道事業会計 .....	1,649,071千円
	(法非適事業)	
	ア 農業集落排水事業特別会計 .....	29,159千円
	イ 公共下水道事業特別会計 .....	39,771千円

### 3 実質公債費比率

地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

#### (1) 算定の概要

$$\text{実質公債費比率 (3ヶ年平均)} = \frac{(\text{①元利償還金} + \text{②準元利償還金}) - (\text{③特定財源} + \text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{⑤標準財政規模} - \text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

#### ① 元利償還金

一般会計で借り入れた地方債の元利償還金

#### ② 準元利償還金 (ア～オの合計額)

ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ウ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

オ 一時借入金の利子

#### ③ 特定財源

元利償還金及び準元利償還金に充てた特定財源

#### ④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

普通交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

(基準財政需要額とは、自治体の人口、面積等に応じて必要と認められる標準的な事務事業に要する歳出の額を、国の算出基準に従って算定した額です。)

#### ⑤ 標準財政規模

#### (2) 銚田市の算定額

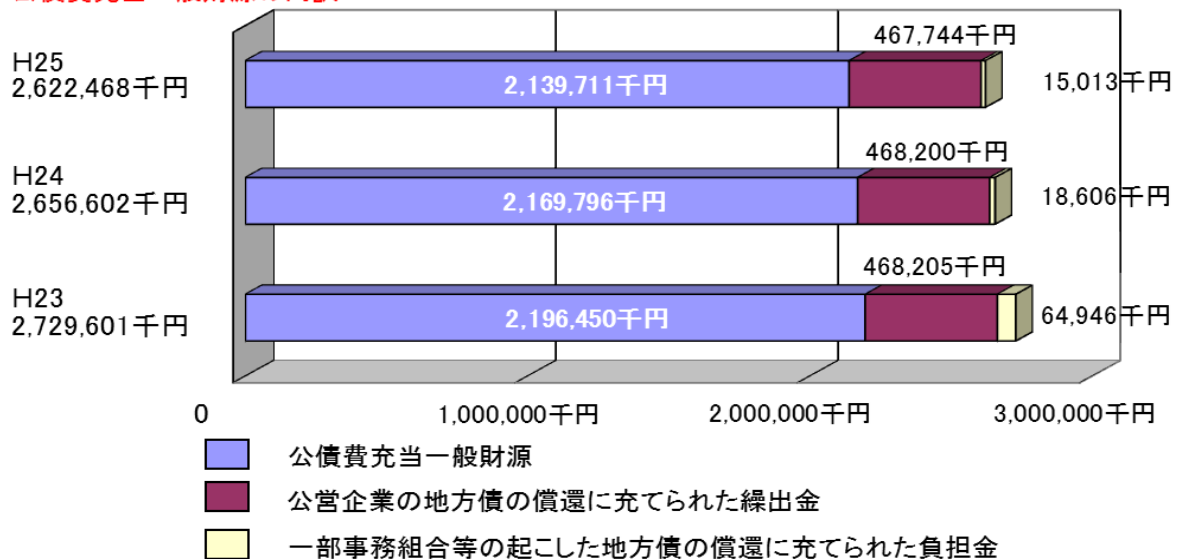
$$\begin{array}{l} 8.58262 \\ \text{(実質公債費比率)} \\ \text{(平成25年単年度)} \end{array} = \frac{(\text{① } 2,179,497 \text{千円} + \text{② } 486,090 \text{千円}) - (\text{③ } 43,119 \text{千円} + \text{④ } 1,597,628 \text{千円})}{\text{⑤ } 13,538,503 \text{千円} - \text{④ } 1,597,628 \text{千円}} \times 100$$

※ 実質公債費比率は、平成23年度～平成25年度の3ヶ年平均で算出します。

上記の算定値は、平成25年度単年度の算定値で、3ヶ年平均では「9.8%」となります。

※ 実質公債費比率の算定値の詳細は、次項を参照下さい。

公債費充当一般財源の内訳



(3) 実質公債費比率の内訳

(単位：千円)

算定の内訳	平成23年度	平成24年度	平成25年度
分子 (①+②) - (③+④)	1,308,169	1,157,420	1,024,840
① 元利償還金	2,218,398	2,220,906	2,179,497
② 準元利償還金 ア～オの合計	536,484	490,139	486,090
ア 満期一括償還地方債の1年当たりの元利償還金相当額	3,333	3,333	3,333
イ 公営企業の償還財源に充てた、一般会計の繰出金	468,205	468,200	467,744
ウ 一部事務組合が借入れた地方債の償還財源に充てた、組合への負担金	64,946	18,606	15,013
エ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出額	0	0	0
オ 一時借入金の利子	0	0	0
③ 特定財源	25,281	54,443	43,119
④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,421,432	1,499,182	1,597,628
分母 ⑤-④	11,887,634	11,753,227	11,940,875
⑤ 標準財政規模	13,309,066	13,252,409	13,538,503
実質公債費比率 $\frac{(①+②)-(③+④)}{⑤-④} \times 100$	11.00445	9.84768	8.58262

平成25年度実質公債費比率(3ヶ年平均)	9.8
----------------------	-----

#### 4 将来負担比率

地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

##### (1)算定の概要

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{① 将来負担額} - (\text{② 充当可能基金額} + \text{③ 特定財源見込額} + \text{④ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{⑤ 標準財政規模} - \text{⑥ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

##### ① 将来負担額 (ア～クの合計額)

ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とすることができる経費)

ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ 銚田市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる銚田市からの負担等見込額

オ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

カ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 一部事務組合の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額

##### ② 充当可能基金額

将来負担額に計上された地方債の償還などに充てることのできる基金の現在高

##### ③ 特定財源見込額

将来負担額に計上された地方債の償還などに充てることのできる特定財源の見込額

##### ④ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

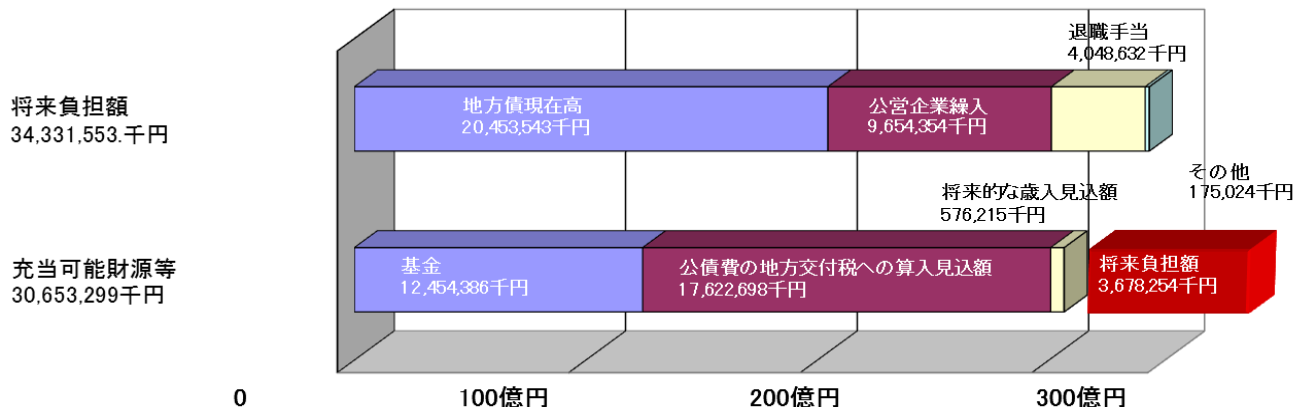
今後、普通交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金の見込額

##### (2)銚田市の算定値

$$\begin{array}{l} \text{30.8} \\ \text{(将来負担比率)} \end{array} = \frac{\text{① 34,331,553千円} - (\text{② 12,454,386千円} + \text{③ 576,215千円} + \text{④ 17,622,698千円})}{\text{③ 13,538,503千円} - \text{④ 1,597,628千円}} \times 100$$

※ 将来負担比率の算定値の詳細は、次項を参照してください。

将来負担額と充当可能財源等の内訳



(3) 将来負担比率の内訳

(単位：千円)

算定の内訳	平成25年度	備考
分子 A (①－(②＋③＋④))	3,678,254	
① 将来負担額 ア～クの合計	34,331,553	
ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高	20,453,543	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とすることができる経費)	0	対象となる債務負担行為はありません
ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの繰入見込額	9,654,354	
エ 銚田市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる銚田市からの負担等見込額	171,548	
オ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額	4,048,632	
カ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額	3,476	
キ 連結実質赤字額	0	全ての会計で実質赤字はありません。
ク 一部事務組合の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額	0	加入している一部事務組合に赤字はありません。
② 充当可能基金額	12,454,386	
③ 特定財源見込額	576,215	
④ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	17,622,698	
分母 B (⑤－⑥)	11,940,875	
⑤ 標準財政規模	13,538,503	
⑥ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,597,628	
将来負担比率 $\frac{A}{B} \times 100$	30.8	

## 5 資金不足比率

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

公営企業は必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければなりませんので(独立採算の原則)、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支(企業の経営状況)を事前にチェックしています。

### (1) 算定の概要

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$
--------	---	-------------------------------------

※ 本市で対象となるのは、上水道事業会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計です。

「資金不足額」

歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額等

「事業の規模」

経営収益に相当する収入の額等

### (2) 鉾田市の算定

#### ① 上水道事業会計

「—」	=	$\frac{\text{「—」}}{474,709 \text{ 千円}}$
(資金不足比率)		

#### ② 農業集落排水事業特別会計

「—」	=	$\frac{\text{「—」}}{14,105 \text{ 千円}}$
(資金不足比率)		

#### ③ 公共下水道事業特別会計

「—」	=	$\frac{\text{「—」}}{35,143 \text{ 千円}}$
(資金不足比率)		

※ 公共下水道事業につきましては、供用が開始されていないことから経営収益に相当する収入の額等がありません。

※ 鉾田市においては、各企業会計においても資金不足額は生じていないため、「—」で表示しました。



○健全化判断比率等の対象会計

会計分類		会計名称	健全化判断比率等			
一般会計	一般会計等 (普通会計)	一般会計	実質赤字 比率			
特別会計	公営事業 会計	国民健康保険特別会計	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
		介護保険特別会計 保険事業勘定				
		介護保険特別会計 介護サービス事業勘定				
		後期高齢者医療特別会計				
	公営企業 会計	水道事業会計				
		公共下水道事業特別会計				
農業集落排水事業特別会計						
一部事務組合	鹿行広域事務組合					
	茨城県後期高齢者医療広域連合					
	茨城県市町村総合事務組合					
	茨城県租税債権管理機構					
	大洗・鉾田・水戸環境組合					
地方独立行政法人	(該当なし)					
地方三公社	(該当なし)					
第三セクター等	茨城県信用保証協会					

総括表① 健全化判断比率の状況（平成25年度決算）

Ver.25.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
082341	茨城県	鉾田市	-	-	9.8	30.8

団体区分 3.市

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	12.90	17.90	25.0	350.0
	13,538,503	933,894	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

総括表② 連結実質赤字比率等の状況 (平成25年度決算)

Ver.25.00

団体名

茨城県鉾田市

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	925,881	6.8
	小 計	925,881	6.8
	標準財政規模	13,538,503	100.0
	実質赤字比率 (%)	-6.83	※

会 計 名		実質収支額	(分母比)
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	200,813	1.5
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	141,787	1.0
	後期高齢者医療保険特別会計	2,673	0.0
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	325	0.0

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業	1,649,071	12.2
法 非 適 用 企 業	農業集落排水事業特別会計	29,159	0.2
	公共下水道事業特別会計	39,771	0.3
	合 計	2,989,480	22.1
	標準財政規模(再掲)	13,538,503	100.0
	連結実質赤字比率 (%)	-22.08	※

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成25年度決算)

Ver.25.00

団体名 茨城県銚田市

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	災害復旧費等に係る基準財政需要額	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)
平成23年度	2,218,398		3,333	468,205	64,946			25,281	243,341	54,370	990,296	5,377
平成24年度	2,220,906		3,333	468,200	18,606			54,443	239,437	54,953	1,068,567	5,396
平成25年度	2,179,497		3,333	467,744	15,013			43,119	233,084	65,683	1,159,906	5,486

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱				
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額	地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)			実質公債費比率(単年度)	実質公債費比率(3カ年平均)
平成23年度	127,683	365	5,543,863	6,830,041	935,162			平成23年度	11.00445	9.8
平成24年度	130,462	367	5,304,438	7,011,086	936,885			平成24年度	9.84768	
平成25年度	133,104	365	5,481,304	7,123,305	933,894			平成25年度	8.58262	

(参考)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)
平成23年度									
平成24年度									
平成25年度									

総括表④ 将来負担比率の状況（平成25年度決算）

Ver.25.00

団体名

茨城県鉾田市

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額				連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
20,453,543	0	9,654,354	171,548	4,048,632	3,476	0	0	3,476	0	0

(分母比)

171

81

1

34

0

0

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
12,454,386	576,215	0	17,622,698

(分母比)

104

5

148

将来負担額 A	-	充当可能財源等 B	=	A - B	=	将来負担比率 (%)
34,331,553	288	30,653,299	257	3,678,254	31	
=						
標準財政規模 C	-	算入公債費等の額 D	=	C - D	=	30.8
13,538,503	113	1,597,628	13	11,940,875	100	